議第65号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)6月14日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例(平成11年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2号市民生活部関係の表中第8項を削り、第9項を第8項と し、第10項から第24項までを1項ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

新潟県柏崎市手数料条例(平成11年12月16日条例第32号)

				手数料の額			田008												
改正前				各称			個人番号カードの再交付手数約												
, ti	(第2条関係)	(器)	市民生活部関係	幾隼	(旧各)	(略)	行政手続における特定の個人を識別するための発生の新用等に	は 1 2 2 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	9 る個人番号ガートの再交打	(略)	(4"/	(婦)	(略)	(略)	(開名)	(略)	(略)	(略)	(略)
	別表(第	(1)	(2) #		1~6	2	∞			6	1	01	111	12	13	14	15	16	17
				手数料の額															
改正後				名称															
(A)	(第2条関係)	(服分)	市民生活部関係	事務	(略)	(服务)	(開会)	(略)	(数)	(114)	(中)	(服务)	(開会)	(開)	(開分)	(服)	(略)	(服务)	(联)
	別表(第	(1)	(2) 市		1~6	2	∞	6	10	2 :	<u>11</u>	12	13	14	15	16	17	18	19

改正前							
	(耀)	(報)	(盤)	(報)	(報)	(報)	(器)
	18	19	<u>20</u>	21	22	<u>23</u>	24
坎正後							
故正後	() () () () () () () () () ()	(服务)	(服务)	(2年)			